

国不建技第 185 号
令和 5 年 12 月 6 日

各地方整備局等建設業担当部長 殿
各都道府県建設業担当部局長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長
(公 印 省 略)

国土交通省告示第五百二十一号施行に伴う建設業法（昭和二十四年法律第百号）
第十五条二号ハの規定により同号イに掲げる者と同等以上の能力を有する者の
確認方法について

昭和 63 年 6 月に施行された改正建設業法により、指定建設業について営業所専任技術者及び監理技術者は、原則として国家資格者に限られることとなりましたが、法改正前までに特定建設業の営業所専任技術者又は監理技術者として従事した者を対象に、平成元年から平成 3 年又は平成 6 年から平成 8 年に、建設業法第 15 条 2 号ハの規定により同号イに掲げる者と同等以上の能力を有する者として建設大臣による認定（以下「大臣認定」という、また認定を受けた者を「大臣認定者」という。）が行われ、その後、大臣認定者のうち建設業法第 26 条第 4 項の登録を受けた講習（以下「監理技術者講習」という。）を適時に受講した者については、5 年毎に大臣認定書を交付してきたところです。

一方、「建設業法（昭和二十四年法律第百号）第十五条二号ハの規定により同号イに掲げる者と同等以上の能力を有する者を定める件」の一部改正（令和五年国土交通省告示第五百二十一号）（令和 5 年 7 月 1 日施行）が行われ、原則として大臣認定の期限までに監理技術者講習を受講し、その後も継続して直前に受講した監理技術者講習の有効期間（監理技術者講習を受講した日の属する年の翌年から起算して 5 年の期間をいう。以下同じ。）が満了する前に監理技術者講習を受講することにより、引き続き大臣認定者として扱われることとなりました。

この改正に伴い、今後、大臣認定書の交付を行わないとなるため、大臣認定者であることの確認方法（別途本人確認等は適宜実施されたい）を下記のとおり整理しましたので遗漏なきよう対応下さい。

また、従前どおり、監理技術者資格者証保有者については下記に定める確認方法に代えて、有効な監理技術者資格者証により大臣認定者であることが確認できます。

記

1. 大臣認定者であることの確認書類

以下の（1）及び（2）とする。

（1）大臣認定書※¹

（2）監理技術者講習修了履歴がわかるもの※²※³

※1：大臣認定書を紛失した場合は、大臣認定者が国土交通大臣に対して再交付申請を行う必要があります。

（参考）大臣認定書再交付申請

https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensetsugyo_const_fr1_000001_00029.html

※2：講習機関によって形式（ラベルや一覧等）及び名称等が異なる場合があります。また講習修了履歴を紛失した場合は、受講した講習機関へ再発行申請を行う必要があります。

※3：現在交付されている大臣認定書の有効期限までは、大臣認定者であることの確認は大臣認定書のみにて可能ですので念のためお伝え致します。

2. 大臣認定者であることの確認にあたっての留意点

（1）1. の確認書類において氏名等の記載事項に変更があった場合には、変更事項の確認できる書類等にて変更内容を確認下さい。

（2）大臣認定書の有効期間の満了の日までに、監理技術者講習を受講していることを確認下さい※⁴。

※4：大臣認定書の有効期間の満了の日までに監理技術者講習を受講できなかつた者について、有効期間の満了の日（やむを得ない理由のため当該認定の更新を受けることができなかつた者にあっては、当該事情がやんだ日）の翌日から6か月以内までに監理技術者講習を受講している場合には大臣認定者として扱われます。

（3）（2）の監理技術者講習の受講以降において、当該講習の有効期間の満了の日までに監理技術者講習を間断なく受講していることを確認下さい※⁵。

※5：監理技術者講習の有効期間の満了の日までに監理技術者講習を受講できなかつた者について、有効期間の満了の日（やむを得ない理由のた

め当該認定の更新を受けることができなかつた者にあつては、当該事
情がやんだ日)の翌日から6か月以内までに監理技術者講習を受講し
ている場合には大臣認定者として扱われます。

(4) 最後に受講した監理技術者講習の有効期間が満了していないことを確認下
さい。

(5) なお、大臣認定書の有効期間の満了日が、令和5年6月30日以前の場合
にあつては、大臣認定者であることを個別に判断する必要があるため国土
交通本省に相談されたい。